

東北文教大学人間科学部子ども教育学科規程

(趣旨)

第1条 東北文教大学人間科学部子ども教育学科(以下、「子ども教育学科」という。)規程は、東北文教大学学則第1条に規定する目的を達成するため教育目標等を明確にすることを趣旨とし制定する。

(学科の目的)

第2条 子ども教育学科は、子どもの育ちを本質的に捉え、教育・保育を構想し、具体化し、実践することができる人材の育成を目的とする。

(教育目標)

第3条 子ども教育学科は、乳幼児から学童期を中心に、子どもを理解し、子育て支援や家庭教育支援及び地域と連携して教育・保育の向上に取り組むことができる知識・技能・態度の育みを教育目標とする。

(卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー)

第4条 子ども教育学科は、東北文教大学学位規程に基づき、以下の知識・技能・態度を身につけ、基準となる単位数を修得した者に卒業を認定し、学士(教育学)の学位を授与する。

- (1) 乳幼児期から学童期までを中心とした子どもの理解と、それを教育・保育の実践に活かす判断力や応用力
- (2) 子どもを取り巻く家庭環境の多様性や今日的課題の理解と、家庭に寄り添って子育て支援・家庭教育支援に取り組むカウンセリングマインド
- (3) 子どもを取り巻く地域社会の教育資源や今日的課題の理解と、地域と連携して教育・保育の向上に取り組む関係構築力

2 基準となる単位数は、本規程第10条2項に規定する。さらに、前項に規定した知識・技能・態度の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。

- (1) については、専門教育科目「保育・教育の基礎」区分及び専門発展科目「保幼小接続と実践」区分で定める単位数
- (2) については、専門発展科目「心理と教育」区分で定める単位数
- (3) については、専門発展科目「地域社会の理解」区分で定める単位数

3 本条1項に規定した知識・技能・態度に対応する学修成果の指標を明確化する。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

第5条 子ども教育学科の教育目標に掲げる知識・技能・態度が系統的に身につくように、教育課程を「基礎教育科目」「専門教育科目」「専門発展科目」「卒業研究科目」の4つの科目群から編成し、教育課程編成方針の実質化を図るため、学修方法・学修過程、学修成果の評価方法を明確化する。

- (1)「基礎教育科目」は、大学での学修に必要な学問研究の方法の学びや視野を広くするための科目群であり、「入門ゼミ」「基礎教養」「外国語」「保健体育」「情報機器の操作」の5つの小科目区分で構成する。原則として1・2年次に配置する。
 - (2)「専門教育科目」は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の免許取得に関わる科目群であり、「保育・教育の基礎」「領域及び指導法（保育系）」「教科及び指導法（小学校系）」「保育・教育の実践」の4つの小科目区分で構成する。保育から児童教育を段階的に学ぶことができるように、保育（乳幼児期）に関する科目は原則として1・2年次、児童期に関する科目は原則として2・3年次に配置する。
 - (3)「専門発展科目」は、「専門教育科目」で学修した知識・技能・態度を一層高め、保育・教育に応用できる能力育成のための科目群であり、「教育とICT」「心理と教育」「地域社会の理解」「保幼小接続と実践」「実技プラクティス」「キャリア支援」「学校図書館の理解と運営」の7つの小科目区分で構成する。原則として3・4年次に配置する。
 - (4)「卒業研究科目」は、4年間の学修成果の集大成を目指す科目であり、3・4年次に配置する。
- 2 子ども教育学科で開講する全ての授業科目を、本規程第4条3項に規定する学修成果の指標に対応させる。

(入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー)

第6条 子ども教育学科で入学者に求める学生像は、次の(1)と(2)の観点を満たしているものとする。

- (1) 下記の①、②、③の学びを理解できる基礎的な学力を身に付けている学生
 - (2) 下記の①、②、③の学びに意欲的に取り組み、理論と実践の中で、積極的に課題を見つけ、自分なりの解決方法を提案できる思考力・表現力を身に付けている学生
 - ① 乳幼児期から学童期の子どもの発達を深く探究し、乳幼児期から学童期までの育ちを連続してとらえ、保育や教育に実践していくための学び
 - ② 子どもと家庭環境との関わりを深く探究し、子育て支援や家庭教育を支援するための学び
 - ③ 教育・保育における地域社会の役割を深く探究し、地域社会と連携して教育・保育を実践していくための学び
- 2 求める学生像に資する学生を適正に多角的に受け入れるために、評価方法として、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」、社会人や留学生を対象とする「特別入試」を実施する。

(授業科目の担当)

第7条 子ども教育学科の授業は、子ども教育学科の専任教員、兼任教員及び兼任教員が担当する。

(学科長)

第8条 子ども教育学科に学科長を置く。

2 学科長は子ども教育学科を代表し、子ども教育学科の管理・運営を統括する。

(学科会議)

第9条 子ども教育学科運営に関する事項については、子ども教育学科会議において審議する。

(卒業要件)

第10条 子ども教育学科を卒業するためには、4年以上在学し、本条2項に規定する単位数を修得しなければならない。

2 基礎教育科目については16単位以上(含 必修5単位、選択必修11単位以上)、専門教育科目については28単位以上(含 必修17単位、選択必修11単位以上)、専門発展科目については16単位以上(含 必修8単位、選択必修8単位以上)、総計124単位以上とする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和6年2月15日から施行する。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

なお、この規程は、令和7年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の規程を適用する。